

第3回智頭町議会定例会会議録

令和4年9月7日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 62号 令和3年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第 63号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第 64号 令和3年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第 65号 令和3年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第 66号 令和3年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 67号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第 68号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第 69号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第 70号 令和3年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第 71号 令和3年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14. 議案第 72号 令和3年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第 73号 令和3年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第 74号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第17. 議案第 75号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号)

第18. 議案第 76号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)

第19. 議案第 77号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)

第20. 議案第 78号 令和4年度智頭町水道事業会計補正予算 (第2号)

第21. 議案第 79号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算 (第1号)

第22. 議案第 80号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第23. 議案第 81号 智頭町教育委員会委員の任命について

第24. 議案第 82号 字の区域の変更について

第25. 陳情について

1. 会議に付した事件

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 会期の決定

第 3. 諸般の報告

第 4. 議案第 62号 令和3年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 5. 議案第 63号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6. 議案第 64号 令和3年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7. 議案第 65号 令和3年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8. 議案第 66号 令和3年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9. 議案第 67号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第10. 議案第 68号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第11. 議案第 69号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

- 第12. 議案第 70号 令和3年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第 71号 令和3年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14. 議案第 72号 令和3年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第 73号 令和3年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第 74号 令和4年度智頭町一般会計補正予算(第4号)
- 第17. 議案第 75号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第18. 議案第 76号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 第19. 議案第 77号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第20. 議案第 78号 令和4年度智頭町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第21. 議案第 79号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第22. 議案第 80号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第23. 議案第 81号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第24. 議案第 82号 字の区域の変更について
- 第25. 陳情について

1. 会議に出席した議員(11名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 仲井 莖 | 2番 西尾 寿樹 |
| 3番 岡田 光弘 | 5番 宮本 行雄 |
| 6番 田中 賢 | 7番 谷口 翔馬 |
| 8番 波多 恵理子 | 9番 安道 泰治 |
| 10番 大河原 昭洋 | 11番 河村 仁志 |
| 12番 谷口 雅人 | |

1. 会議に欠席した議員(1名)

- 4番 藤田 浩祐

1. 会議に出席した説明員（16名）

町	長	金 兒 英 夫
副 町	長	矢 部 整
教 育	長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課 長		國 岡 厚 志
企 画 課 長		酒 本 和 昌
税務住民課長兼水道課長		西 川 公一郎
教 育 課 長		竹 内 学
地 域 整 備 課 長		迎 山 恵 一
山 村 再 生 課 長		山 本 進
地 籍 調 査 課 長		原 田 誠 之
福 祉 課 長		小 谷 いず美
会 計 課 長		江 口 礼 子
総 務 課 参 事		川 本 均
病 院 事 務 部 長		福 安 教 男
代 表 監 査 委 員		小 林 新

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	柴 田 睦 子
書 記	松 田 絵 理

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第3回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、谷口翔馬議員、8番、波多恵理子議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの14日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの14日間と決定しました。

日程第3． 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和4年8月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、智頭町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度健全化判断比率について及び令和3年度資金不足比率についての報告がありました。お手元に写しを配付しておりますので、ご承知ください。

次に、今期定例会の説明員につきましては、8月31日付をもって、町長、教

育長並びに代表監査委員に出席の要求をしております。

次に、前臨時会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第62号から日程第24．議案第82号まで 21案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第62号 令和3年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第24、議案第82号 字の区域の変更についてまでの21議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、第3回定例町議会を召集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご参集いただき、誠にありがとうございます。本定例会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第62号から議案第73号までは、令和3年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算認定を求めるものです。この12議案につきましては、去る8月1日から8日までの間、町監査委員による審査を受けましたので、その意見を添えて本議会の認定に付すものであります。

次に、議案第74号から議案第79号までは、補正予算についてです。

まず、議案第74号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第4号）について、主なものを説明します。

議会費では、議会定例会録画中継の増加に伴う経費を措置しています。

総務費の財産管理費では、町有地の立木撤去などによる手数料の増額を措置しています。

まちづくり推進費のまちづくり事務費では、コネクテッドカーのバックモニターなど付随備品の設置に要する経費を、行政情報システム推進費では、インターネット系セキュリティ設定変更に要する経費の増額を、また、移住定住促進事業では、田舎暮らし体験施設の緊急修繕に要する経費をそれぞれ措置しています。

地域活性化推進費の疎開保険事業では、保険加入者が本町を訪れ体験する森林セラピーなどの利用料を、空き校舎等利活用推進事業では、旧小学校の消火器更新のほか、旧山形小学校の煙感知器及び屋根雪持ち修繕に要する経費をそれぞれ措置しています。

交通政策費のコミュニティバス運行事業では、共助交通導入に係る定期券等の印刷に要する経費のほか、大型すぎっ子バスの緊急修繕及び中型すぎっ子バス修繕不能に伴う代替バス借上げに要する経費を措置しています。

諸費の諸税等還付金では、過年度分の事業費精算に伴う、国、県支出金返還金の増額を措置しています。

参議院議員選挙費では、実績に伴い、事業費組み換えを措置しています。

民生費の老人福祉費では、介護保険特別会計への繰出金の増額のほか、重層的支援体制整備事業で、森のミニデイの利用者増に伴う委託料の増額を措置しています。

保育園費のちづ保育園事務費では、教材室開き戸修繕に要する経費を措置しています。

衛生費の予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、オミクロン株対応ワクチン接種に要する経費を措置しています。

農林水産業費の農業費では、鳥獣等被害防止事業で、資材高騰に伴うシカ・イノシシ等被害防止施設補助金の増額を、中山間地域等直接支払交付金事業では、対象農用地の増に伴う交付金などの増額を、畜産業費では、本年10月に鹿児島県で開催される全国和牛能力共進会への出場激励金をそれぞれ措置しています。

林道費の林道維持管理事業では、林道維持管理委託業務量の調整に伴い、委託料を増額しています。

商工費の商工振興費では、申請数の増加に伴い、新規創業・開業支援事業補助金を増額しています。

国際交流事業では、韓国楊口郡訪問団の送迎に要する経費を措置しています。

土木費の道路維持事業では、町道陥没修繕に伴う修繕料の増額のほか、道路愛護事業申請件数増加に伴う交付金の増額を措置しています。

教育費の事務局費、スクールバス運行管理事業では、新規購入車両に係る自動車重量税の増額を措置しています。

社会教育総務費の社会教育事業では、おやつ教室の回数増加に係る経費を措置

しています。

中央公民館費の生涯学習講座費では、令和6年度に鳥取県で開催予定の全国健康福祉祭（ねんりんピック）に伴う、本年度開催地視察に要する経費を、中央公民館管理事業では、非常照明器具の修繕に要する経費を、地区公民館費では、臨時修繕の増加に伴い修繕料の増額をそれぞれ措置しています。

体育施設費の体育施設管理費では、智頭町総合グラウンドの暗きょ排水及び智頭温水プールの非常ドア修繕に要する経費を、また、智頭温水プールの空調設備老朽化に伴う、改修工事の設計監理及び工事請負費を措置しています。

その他、各費目に共通して年度後半の時間外勤務手当所要額を措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、1億6,761万9,000円の増額であり、補正後の予算総額は、67億5,871万6,000円となります。

議案第75号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、時間外勤務手当の増額のほか、智頭浄化センター汚物分別機改修工事の材料価格高騰に伴う工事請負費の増額を措置しています。

議案第76号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）では、マンホールポンプ場監視通報装置等機器更新工事の材料価格高騰に伴う工事請負費の増額を措置しています。

議案第77号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、時間外勤務手当の増額のほか、各サービス利用者増加に伴う経費の増額、また、過年度分事業費精算に伴う国、県支出金等返還金を措置しています。

議案第78号 令和4年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）では、鳥取県発注の砂防工事に伴う水道管移設設計業務に要する経費を措置しています。

議案第79号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）では、マイナンバーカード活用のためのシステム整備に要する経費のほか、県歯科医師会入会費などを措置しています。また、コロナ対応の移動式面会ブースなど機械備品の購入に要する経費を措置しています。

次に、条例案件について説明します。

議案第80号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律並びに雇用保険法の一部を改正する法律が令和4年4月13日に交付され、令和4年10月1日から施行されることに伴い、所用

の改正を行うものです。

次に、人事案件です。

議案第81号 智頭町教育委員会委員の任命については、現委員米井照世氏の任期が令和4年9月30日で満了となり、引き続き同氏を任命したいので本議会の同意を求めるものです。

次に、その他案件について説明します。

議案第82号 字の区域の変更については、大字大屋地内の地籍調査事業実施に伴い、大字大屋地内の字の区域を一部変更することについて、本議会の議決を求めるものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。

詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第4、議案第62号 令和3年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、議案第73号 令和3年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの12議案は、決算審査意見書が提出されております。

この際、監査委員の審査意見の報告を求めます。

小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） ただいまご指名をいただきました代表監査委員の小林です。令和3年度の決算及び基金運用状況審査につきましては、既に意見書を提出しておりますが、本日は、お配りしています意見書の概要版に基づいて報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、概要版の最初のページをご覧ください。

1、一般会計特別会計決算審査基金運用状況審査。審査の概要。決算意見書では、1ページから2ページに記載しております。以下、意見書の参考ページについては省略いたします。

審査の概要。審査は、一般会計及び9つの特別会計を対象とした。審査に当たっては、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書について。（1）決算及び決算書類の計数は正確であるか、予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されているか、収入及び支出に関する事務は関係法規に準拠し

て適正に処理されているか、財産の取得管理及び処分は適正に処理されているか、基金の運用状況を示す書類の計数は正確であるか、基金の運用がその設置目的に沿って確実かつ効率的に行われているかに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類を照合・精査するとともに、関係当局の説明を聴取し、併せて、定期監査及び例月出納検査などの結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

2番、審査の結果。審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び決算書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、記載された係数は正確で内容も適正であると認められた。

予算の執行、財産の管理等の財務に関する事務については、次の意見のとおり、改善努力を要するもののほか、おおむね適正なものと認められた。また、基金運用状況調書の計数は正確であり、基金は設置目的に沿って適正に運用されていると認められた。

3、決算規模については、以下、全体一般会計特別会計の各会計の歳入歳出決算額及び対前年度比較を記載しております。記載のとおりです。省略します。

4番目、決算収支。次のページの記載のとおりですが、全体としましては、実質収支は2億7,354万5,000円の黒字、前年度比656万2,000円、2.5%増加、単年度収支は656万2,000円の黒字、前年度比1,427万8,000円増加、一般会計、実質収支は1億3,147万2,000円の黒字、前年度比4,411万7,000円、25.1%減少、単年度収支4,411万7,000円の赤字、前年度比6,082万7,000円、364.0%減少、ただし、単年度収支額に財政調整基金積立金3億5,000万円を加算した実質的な単年度収支額は3億640万8,000円の黒字となっております。前年度比2億8,919万円、105.1%増加、特別会計は、実質収支は1億4,207万3,000円の黒字、前年度比5,067万9,000円、55.5%増加、単年度収支は5,067万9,000円の黒字、前年度比7,510万5,000円の増加。

5番目、財政指標。財政力指数0.200、前年度と比べ0.008ポイント低下、単年度指数では、0.187で前年度に比べ0.02ポイント低下、経常収支比率91.4%、前年度に比べ2.9ポイント低下、弾力性が少し改善、実質収支比率3.2%、前年度に比べ1.4ポイント低下、おおむね妥当な範囲内、公債費負担比率14.4%、前年度に比べ0.1ポイント低下、実質的な財政負

担147.0%、前年度に比べ10.3ポイント低下、経常収支比率に意見・要望を書いておりますので、これを読ませていただきます。

経常収支比率の算式な分母となる経常経費充当一般財源37億7,769万5,000円で、分母となる経常一般財源等は41億3,289万9,000円となり、この結果、経常収支比率が91.4%で、前年度に比べ2.9ポイント改善している。しかし、依然として高い水準で推移しており、財政構造は硬直した状況にあると言える。

改善した要因は、算式の分子となる経常経費、充当一般財源等が人件費、物件費、公債費等により1億7,757万8,000円、4.9%増加したことに対し、分母となる経常一般財源等が地方交付税等により3億1,564万3,000円、8.3%増加したことによるものである。

行政改革プランの財政指標である経常収支比率80%台の達成のためには、今後、人口減に伴う地方交付税への影響が懸念されることから、人件費や物件費等の経常経費の抑制に向けて、行財改革を推進することを求める。緊急性や必要性を十分に見極め、限られた財源の効率的な執行に努められたい。今後、新たな行政需要が見込まれる中、町税等の収入率の向上や受益者負担の適正化を図るなど、分母の経常一般財源等の確保や事務事業の徹底した精査と選択によって、分子の経常的経費の抑制に努め、財政の硬直化防止と弾力性確保が求められる。

健全化判断比率、これは智頭町健全化判断比率及び資金不足比率審査員意見書に記載しております。健全化判断比率においては、財政規模に対する借入金の返済額を示す実質公債費比率は11.3%、前年度比0.9ポイント上昇、将来見込まれる財政負担の割合を示す将来負担比率は74.0%、前年度比3.8ポイント上昇。

6番目、収入未済額及び不用額。収入未済額につきまして、一般会計と特別会計の収入未済額は8,425万3,000円、前年度に比べ3,681万7,000円、30.4%減少、一般会計は1,660万5,000円、前年度に比べ968万3,000円減少、うち、町税分は672万6,000円で前年度に比べ814万2,000円減少、これは、固定資産税の感染症等に係る徴収猶予の特例制度の適用が影響しております。特別会計は6,764万8,000円、前年度に比べ2,713万5,000円、28.6%減少、介護保険事業特別会計の2,506万6,000円、100.8%減少等の影響でございます。

意見・要望。収入未済額の解消は、持続的な財政運営を行うためには、自主財源を確保する取組が重要であり、町民負担の公平性を図り、行政への信頼を高めるという観点からも極めて重要であります。引き続き、滞納の未然防止及び初期滞納者への早期対応を強化し、智頭町債権管理条例に基づき、より効率的・効果的な債権回収を推進し、収入未済額の縮減に努められたい。

また、やむを得ず、不納欠損処理を行う場合は、滞納者の所得調書等の徹底を図るなど、負担の公平性・公正性の確保に努められたい。

不用額。一般会計と特別会計との合計は3億7,745万5,000円、前年度に比べ6,905万5,000円、15.5%減少、一般会計では2億2,985万7,000円で、前年度に比べ8,515万4,000円、27.0%減少し、予算減額の2.9%を占めています。特別会計は1億4,759万8,000円で前年度に比べ1,609万8,000円、12.2%増加し、予算減額の5.5%を占めております。

意見・要望としましては、不用額には、予算の経済的・効率的な執行、経費節減による成果によるもの、予算編成後の予見しがたい事情の変更等により生じたものなど多様な理由があるが、多額の不用額は、限られた財源のもとで行う予算編成に影響が生じることになるので、不用額が発生した原因を十分に分析し、より効果的な予算編成と効率的な事務執行に努められたい。

また、予算執行の際には、その執行状況を的確に把握し、不用額の発生が見込まれる場合には減額補正を行い、不用額の縮減に努め、限られた予算を有効に活用されたい。

7番目、町債。一般会計の町債発行は、前年度に比べ1億7,402万9,000円、18.3%増加、一般会計の現在高は85億5,800万5,000円、前年度比3億7,447万9,000円、4.6%増加、特別会計の町債発行は、前年度に比べ1,930万円、22.4%減少、特別会計の現在高は33億5,082万9,000円、前年度比3億272万9,000円、9.0%減少、一般会計及び特別会計の合計残高は119億883万4,000円、前年度比7,175万1,000円増加、一般会計特別会計の合計に公営企業会計、病院事業、水道事業会計の現在高を含めた各会計総計現在高は146億5,268万1,000円、前年度比1億2,710万円、0.9%減少。

意見・要望。町債は、社会資本整備など単年度に多額の財源を必要とする事業

において、財政支出の平準化や世代間の負担の公平などの機能もある一方で、その返済は公債費の増加による財政構造の一層の硬直化を招くことから、適切に活用する必要がある。今後も社会保障費、公共施設の老朽化対策など、投資的経費の増加が想定されることから、他の財源確保の取組や事業費の精査、平準化、事務事業の効率化などにより、町債発行の総量抑制に努め、将来世代に過度な負担を残さないよう世代間負担の公平性にも留意し、中長期的な財政健全化を見通した公債費の平準化に努めることを求める。

特別会計の概要は、以下の表のとおりでございます。

決算状況。歳入は26億5,669万8,000円、前年度比5,480万4,000円、2.0%減少、歳出総額は25億1,391万1,000円、前年度比1億379万6,000円、4.0%減少、実質収支は1億4,207万3,000円の黒字、前年度比5,067万9,000円、55.5%増加、単年度収支は5,067万9,000円の黒字、前年度比7,510万5,000円、96.8%増加、一般会計からの繰入額は、7会計で6億8,549万1,000円、前年度比398万8,000円増加、収入未済額は6会計で6,764万8,000円、前年度比2,713万5,000円減少、町債残高は、4会計で33億5,082万9,000円、前年度比3億272万8,000円減少、基金残高は3会計で5億3,194万円、前年度比436万6,000円、0.8%増加しております。

続きまして、事務執行について。財務会計事務等の適正な執行について。事務処理誤り等の行政サービスの事務上のリスクを低減し、組織全体としての事務の適正な執行を確保するための内部統制、業務適正化が町政に対する町民の信頼を向上させるために欠かせない重要な仕組みである。

令和2年4月には地方自治法が改正され、都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制の整備が義務付けられている。本町など指定都市以外の市町村長については努力義務とされているとはいえ、町の行財政事務を適正に執行していくための内部統制を推進することが求められている。本町においては、既に条例、財務規則等に加え、事務決済規定など内部規定や契約事務の手引きなどマニュアルに基づき業務を執行しており、内部統制の制度が導入されていない現時点でも、一定の範囲内で各組織において内部統制が存在していると考えられる。

内部統制の目的は、内部統制の基本的な枠組みに基づき、既に存在するルール、システムをベースに既存の取組を整理し、必要に応じて、改善または是正を図ることにより、組織としての事務の適正化を確保することであるとされている。定期監査等でも指摘しているとおりに、適正に管理できるルール等の導入を検討するなど、改善策を講じられ、業務の見える化、スマート化が図られることを期待する。

財産管理について。町有財政については、特に財産に関する調書の物品と固定資産台帳システムの不整合が確認され、財産管理と決算事務の重要性を職員に徹底するとともに、所属機関のチェック体制を充実させるなど、適正な財産管理の実施を求める。

決算審査に係る総括意見。本町の将来的な財政見通しは、歳入については生産人口の減少や景気動向等からも町税の減少が免れず、歳入面において一段と厳しさを増すことが予想される。一方、歳出面では、人口減少対策事業費及び老朽化施設の長寿命化対策を含む投資的経費の増加、また、少子高齢化に伴う社会保障関係の扶助費をはじめ、人件費、公債費など義務的経費も高い水準で推移し、一層厳しい財政状況が続いていくと予想され、財政硬直化の傾向は引き続き伺える。

また、近年頻発する大規模な自然災害、新型コロナウイルス感染症のような不測の事態に対応するための財源の確保は不可欠と考えられる。

このような状況下にあって、町の財政運営については、常に中長期的な展望の下、財政規律を維持しつつ、町民サービスの確保と町財政の健全化を同時に実現する必要がある。そのためには、歳入に当たっては、従来の国や県などの依存財源の確保と町税等の自主財源の確保、収入率向上策による収入未済額のさらなる縮減に加えて、新たな財源の涵養にも努めるとともに、歳入規模に見合った歳出構造を堅持していくため、歳出に当たっては施策事業の見直し、改廃、スクラップアンドビルドに取り組み、限られた財源をより効率的・効果的に執行されるよう努められたい。

今後の財政運営においては、引き続き財政調整基金の取崩しに頼らない持続可能な財政規模の確立に努め、最小の経費で最大の効果を得る意味で効率的な行政運営の推進を図るとともに、一般会計、特別会計及び公営企業会計を連結した財政健全化に向けた取組を積極的に推進することを望む。

2番目、公営企業決算審査。審査の概要。審査に当たっては、審査に付された

各事業会計の決算書類並びに事業報告書及び政令で定めるその他の書類が地方公営企業法及びその他関係法令の諸規定に準拠して作成されているか、また、決算諸表の係数は正確であるか、予算執行状況、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示されているかどうかを審査し、併せて、地方公営企業法第30条第3項の規定に基づき、本町公営企業が企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されたかどうかを検証するため、会計帳票等、証書類との照合を行ったほか、関係職員から説明・聴取を行うなど、智頭町監査基準に準拠して審査を実施した。

審査の結果。審査に付された各事業会計の決算諸表は、いずれも地方公営企業法及び関係法令の諸規定に準拠して作成され、かつ計数も正確で会計諸帳簿や証拠書類と合致しており、当年度の予算執行状況、経営成績、当年度末現在の財政状態が適切に表示され、おおむね適正であると認められた。

水道事業会計。経営成績。総収益は7,703万7,000円、前年度比202万5,000円の減少、総費用は6,665万2,000円で前年度に比べ755万9,000円減少、この結果、純利益は1,038万5,000円、前年度に比べ553万4,000円増加しております。

意見・要望としましては、令和3年度の水道事業の経営状況については、前年度比減収増益となり、当期純利益を計上したとはいえ、管・施設の老朽化、耐震化などコスト増加や給水人口の減少による給水収益の減少が今後一層進展することが予想される。このように非常に厳しい経営環境であるため、今後、純利益を確保していくためには、公営企業として経営の視点をもっと意識した運営を行う必要がある。

また、本町水道事業会計では、相応の純利益が確保されているが、職員給与費のうち1名分を一般会計で負担していることから、職員給与費対営業収益比率は8.3%となり、類似団体平均値18.8%に比べ10.5ポイント下回っている。純利益を分析する場合は、給与費が過少計上となり、その結果、純利益が過大計上されている状況について留意する必要がある。公営企業における純利益は、いわゆる民間企業におけるもうけ、処分可能利益としての利益とはその意味合いが異なるもので、建設改良費、企業債償還の財源、すなわち、第4条予算の資本的支出の財源に充てるための公共的必要余剰であり、事業の継続的な経営には必要不可欠なものであるため、生み出された純利益については、効果的に使用でき

るよう取り組んでいただきたい。

財政状態。当年度未処分利益剰余金3億197万円で、前年度に比べ1,038万円増加、預金、期末残高は2億7,955万7,000円、前年度に比べ2,44万4,000円増加、企業債の未償還残高は1,008万1,000円、前年度に比べ663万9,000円減少している。

現状。有収率は61.5%、前年度に比べ10.3ポイント低下、老朽化した管路、施設の更新、耐震化が課題であり、平成29年度に中長期的な経営の基本計画である経営戦略を、令和2年度では、適切な資産管理の手法としてのアセットマネジメントを策定している。

意見・要望。有収率の低下の最大の要因である漏水は、収益低下のみならず、断水、道路陥没、浸水等重大な事故にもつながり、さらに管内劣化は、水質悪化や給水能力低下の原因となることから、対処療法的対策として、漏水箇所の早期発見、老朽管の修繕対応など強化することはもとより、予防的対策として、漏水事故を未然に防ぐための管路更新に重点を置いて、事業の平準化を図り、計画的かつ効率的に推進することが抜本的な対策と考える。さらなる有収率の向上に努められたい。

今後の経営。意見・要望。今後の水道事業を展望すると、水需要については人口減少社会の到来、節水型社会の移行及び産業構造の変化などにより減少傾向にある。これに伴い、基幹収益である給水収益は長期にわたり減少傾向が続いており、この人口減少傾向に伴う長期的減少トレンドは明確であり、その結果、収益面等において今後厳しい状況が想定される。

こうした状況の下で、全国の他の自治体とも共通の課題である昭和30年代、昭和40年代にかけて新設された排水管が多い浄水場等の老朽施設の更新、災害対策としての耐震化の推進、水質管理、危機管理等の問題に直面している。今後、収益の減少傾向がさらに加速すれば、毎年度計画的に実施している管路更新工事の継続していくための財源確保が困難となるなど厳しい経営環境が見込まれる。そのため、限られた財源の中で優先順位を決めながら、事業運営をいかに効率的・効果的に進め、安定運営のための基盤強化に取り組むかが最大の課題となっている。

こうした課題に適切に対応していくために、本町では、平成29年度に中長期的な経営の基本計画と経営戦略を策定し、令和2年度では、適切な資産管理の手

法としてアセットマネジメントを策定している。施設の更新及び耐震化については、アセットマネジメントの考え方にに基づき、リスクの大きさなどを評価し、資金収支の長期的な見通しを踏まえ、技術職員の確保等による体制強化を図り、事業の優先順位を十分に検討するとともに、これまで安定経営により増やしてきた資金、企業債を効果的に活用して、計画的に整備推進を進めていただきたい。

水道は、町民生活に必要不可欠で重要なライフラインとしての重要な位置付けであり、安全安心で良質な水を安定的に供給することは水道事業の使命である。これからも公営企業としての経営の健全性を確保を基本として、将来への持続可能な事業運営を行うとともに、引き続き、良質な水道サービスを安定的に提供されることを要望するものである。

病院事業会計。経営成績。総収益は18億2,137万8,000円、前年度に比べ2,038万3000円減少、総費用18億2,922万円、前年度に比べ1,592万5,000円増加、この結果、純利益は784万2,000円の赤字となり、前年度に比べ3,630万8,000円減少。

財政状態。当年度未処分欠損金29億8,821万7,000円、前年度に比べ784万2,000円増加。

資金。現金預金期末残高は5億2,715万4,000円、前年度に比べ1,029万8,000円増加、企業債の未償還残高は27億3,376万6,000円、前年度に比べ1億9,221万2,000円減少。

現状。職員給与費対医業収益比率は80.4%、類似病院平均値76.7%、前年度に比べ1.3ポイント上昇、繰入金合計は5億6,348万4,000円で、前年度に比べ8,406万5,000円減少、一般会計からの収益的繰入金は3億4,837万3,000円、前年度に比べ404万1,000円減少、国、県からの収益的繰入れは5,697万3,000円、前年度に比べ1,369万9,000円減少、一般会計からの資本的繰入金は1億5,813万4,000円、前年度に比べ118万8,000円減少、国、県からの資本的繰入れは皆無で前年度に比べ6,514万1,000円に改善しております。

一般会計における経費負担の考え方。病院事業には、地方公営企業法第17条の2経費負担の原則の財務規定等が適用され、経費負担区分が定められており、救急医療の確保、特殊医療に要する経費など経営による収入をもって充てることが適当でない経費等については、毎年、総務省から繰出し基準、経費負担区分の

ルールが示されており、これに基づき、一般会計から補助金、負担金、出資金等の方法により繰入れが行われることが認められている。この基準により、一般会計から負担すべきとされた経費の所要財源は、基準内繰入金として、その一部を国から交付税として交付されている。

一般会計の繰入金は、全体で5億650万6,000円で、前年度に比べ523万円減少、このうち、繰出し基準に基づく一般会計繰入金は4億7,229万2,000円で、前年度に比べ2,422万9,000円増加している。

今後の経営。意見・要望。人口の減少に伴い、患者数は減少傾向にあることから、医業収益の増収が見込めないこと、さらに、深刻化する医師及び看護師不足の状況など厳しい事業経営が見込まれる。

また、地域医療構想実現に向けた医療制度改革や新型コロナウイルス感染症の影響などから医療を取り巻く当面の経営環境、医療供給体制は不可欠で厳しい状況がさらに続くと思われる。そのような中で、病院事業の現状と今後の情勢を的確に見据えながら、社会環境の変化に適用し、地域に密着した良質な医療を継続的に提供していくためには、経営の健全性が不可欠であることから、引き続き収益の確保、費用の抑制、最適化の取組を総合的に推進し、経営改善につなげられるよう要望する。

併せて、今後も新型コロナウイルス感染症対策の徹底に努めながら、地域の基幹的な公的医療機関として、保健、医療、福祉が一体となった地域包括ケアの推進を通じて、地域に根差した安全で安心な医療サービスの安定的な確保と進展を図り、医師及び看護師の確保、育成に取り組むとともに、約30億円の未処分欠損金がある状況に留意しつつ、前年度の実績を踏まえた的確な予算編成と適正な予算執行に取り組み、持続可能な経営健全化に向けた取組を推進されたい。

以上で、監査審査意見書の報告を終わらせていただきます。

最後になりましたけれども、決算審査にご協力いただきました関係職員の皆様に、この場を借りてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口雅人） 小林代表監査委員の報告は終わりました。

議案第62号から議案第73号までの議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第62号から議案第73号までの12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際、議長を除く議員11名で構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時19分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置しました決算特別委員会の互選の結果、正・副委員長が決まりましたのでご報告します。委員長に河村仁志議員、副委員長に安道泰治議員、以上のとおりです。

暫時休憩します。

議場の時計で11時30分とします。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時30分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第74号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第4号）から、日程第24、議案第82号 字の区域の変更についてまでの9議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第16、議案第74号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

議案第74号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第4号）歳入歳出の総額に、1億6,761万9,000円を増額し、それぞれ67億5,871万6,000円とするものです。

まず、歳出についてですが、別に配付をしております令和4年度9月補正予算概要と補正予算書により説明させていただきますので、併せてご覧いただきたいと思います。なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承ください。

それでは、補正予算書10ページの議会費から説明をさせていただきます。

概要は1ページです。

議会費につきましては、議会定例会録画中継の増加に伴う経費を措置しています。

総務費の一般管理費では、時間外勤務手当の増額を、財産管理費では、町有地の立木撤去、不用品処分など手数料の増額をそれぞれ措置しています。

まちづくり推進費のまちづくり事務費では、時間外勤務手当の増額、コネクテッドカーのバックモニター、フロアマットなど付随備品の設置に要する経費を、行政情報システム推進費では、インターネット系セキュリティー設定変更に必要な経費を、移住定住促進事業では、田舎暮らし体験住宅（いろりの家）の屋根の緊急修繕に要する経費をそれぞれ措置しています。

地域活性化推進費の疎開保険事業では、疎開保険加入者が本町を訪れ体験する森林セラピーなどの利用料に必要な経費を、空き校舎等利活用推進事業では、旧山郷、旧那岐小学校の消火器更新のほか旧山形小学校の煙感知器及び屋根雪持ち修繕に必要な経費の増額をそれぞれ措置しています。

交通政策費のコミュニティバス運行事業では、共助交通導入に係る定期券などの印刷に必要な経費のほか、大型すぎっ子バスの緊急修繕及び中型すぎっ子バス修繕不能に伴う代替バス借上げに必要な経費を、措置しています。

諸費の諸税等還付金では、過年度分の事業費精算に伴う、国、県支出金返還金の増額を措置しています。

11ページの参議院議員選挙費では、報酬の組み換えを措置しております。

次は、民生費であります。社会福祉総務費では、時間外勤務手当の増額を、老

人福祉費では、過年度分事業費精算など、国、県支出金等の還付金の増額に伴う、介護保険特別会計への繰出金の増額を、重層的支援体制整備事業では、森のミニデイの利用者の増加に伴い委託料の増額をそれぞれ措置しています。

保育園費のうち保育園事務費では、教材室の開き戸修繕に要する経費を措置しています。

災害救助費では、県補助金の対象となったため、財源の組み換えを措置しています。

12ページの生活保護総務費では、時間外勤務手当の増額を措置しています。

衛生費の予防費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、新たに始まるオミクロン株に対応したワクチン接種に要する経費を措置しています。

補正予算概要2ページの保健師設置費では、時間外勤務手当の増額を措置しています。

次に、農林水産業費であります。農業総務費では、時間外勤務手当の増額を、農業振興費では、中山間地域等直接支払交付金事業で、対象農用地の増に伴う交付金などの増額を、鳥獣等被害防止事業で、資材の高騰に伴うシカ・イノシシ等被害防止施設補助金の増額をそれぞれ措置しています。

13ページの畜産業費では、本年10月に鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会（肉牛の部）への出場激励金に要する経費を措置しています。

林業総務費、造林事業費では、職員時間外勤務手当の増額を、林道費の林道維持管理事業では、林道維持管理委託業務量調整に伴い委託料の増額をそれぞれ措置しています。

次に、商工費であります。

商工振興費では、新規申請の増加に伴い新規創業・開業支援事業補助金の増額を、国際交流事業では、韓国楊口郡訪問団の送迎に要する経費をそれぞれ措置しています。

次に、土木費であります。

14ページの道路維持費の道路維持事業では、町道陥没修繕に伴う修繕料の増額のほか、道路愛護事業の申請件数増加に伴う交付金の増額をそれぞれ措置しています。

次に、教育費であります。

事務局費のスクールバス運行管理事業では、新規購入車両に係る自動車重量税

の増額を、社会教育総務費の社会教育事業では、おやつ教室の回数増加に係る経費をそれぞれ措置しています。

中央公民館費の生涯学習講座費では、令和6年度に鳥取県で開催予定の全国健康福祉祭（ねんりんピック）に伴う、本年度開催地視察に要する経費を、中央公民館管理事業では、非常照明器具の修繕に要する経費を、地区公民館費では、臨時修繕の増加に伴い修繕料の増額をそれぞれ措置しています。

体育施設管理費では、智頭町総合グラウンドの暗きょ排水の修繕及び智頭温水プールの非常ドアの修繕などに要する経費を、また、智頭温水プールのプール部分天井空調設備の老朽化に伴う、改修工事の設計監理及び工事請負費に要する経費を措置しています。

以上、合計1億6,761万9,000円の増額補正となっています。

歳入につきましては、予算書2ページのとおり、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫交付金ほかの国庫補助金、県補助金などの国、県支出金のほか、繰越金、町債をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出並びに地方債補正の2区分に分けて行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出から地方債の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 補正予算書の11ページ、老人福祉費で森のミニデイ

の委託料が挙がっております。この森のミニデイと、あと利用者が何人増が見込まれるか、そのあたりを教えてください。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 森のミニデイは、山二の森のミニデイとなります。人数につきましては、内規のほうで10人から14人、15人から20人というふうな形で、一応区分を決めておりましたが、常時、山二につきましては、15人を超えての人数が6か月以上たっているということで、現在18名ぐらいの利用者がずっと定期的に定数で来ておられるというふうなことで、今回、補正のほうに計上させていただきました。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 12ページの予防費です。オミクロン株の対応ワクチンということで、現在60歳以上と基礎疾患を有する者ということで、4回目の接種が継続されているというふうな認識でおります。今回、このオミクロンの対応ワクチンということで、どのように移行されるのか、そのあたりについて、あといつ頃から、それについて教えてください。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） オミクロン株につきましては、今、政府のほうでいろいろ発表がなされているところでありますが、1回目、2回目の接種、初回接種という形で、2回の接種を終えた方に対して、5か月を経過している人というふうなことで、オミクロン株を行うというふうなことが出てきております。

今日もまた自治体説明会等がオンラインであっておりますが、もう準備を、そういうふうな体制準備を行うというふうなことで国のほうから指示が来ておりますので、補正させていただいております。こちらのほうの体制準備が整い次第、実施のほうは行っていきたいと思っております。4回目接種の方との兼ね合い等がありますので、皆さんが混乱されないように、あるいは医療機関のほうの体制のほうで混乱しないようにというふうなことで、体制のほうを整えて、これから行う予定としております。来月ぐらいになるんじゃないかなと思っておりますが、また詳細は委員会等で説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 商工振興費の150万円の申請数の増加に伴いっちゅうところで、申請件数と内訳を教えてくださいませんか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 当初3件、予算をつけていただいておりますけれども、それが埋まりそうだとということと、あと問い合わせが何件かありますので、新規創業・開業に関しましては、積極的に行っていただく必要があるということで予算要求をさせていただいているところでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄） 予算書の15ページ、プールの工事請負費、プールの使用ができなくなって今何か月たっていますか。それで、この補正をすると、いつぐらいに工事としては終わる予定でしょうか。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） プール今休業になりまして、約2か月たっています。工事にかかりまして、約年度内を工事完成を予定を考えています。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 13ページの畜産業費です。全国和牛能力共進会出場激励金ということで、先般、県のほうでそういう審査会が行われたということで報道で聞いております。ここで激励金ということで予算計上されたということは、本町の牛が選ばれたというふうな認識でよろしいのでしょうか。その辺、あと頭数とか分かればお願いします。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 先般、最終審査会で決定しまして、智頭町の牛が第7区脂肪の質評価群で県の代表に選ばれました。この第7区の脂肪の質評価群は、県代表が3頭ございます。そのうちの1頭が智頭町ということになります。詳細につきましては、所管の委員会で報告する準備をさせてもらっているところであります。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 交通政策費の印刷製本費及び車の借上げというところですが、印刷製本、ごめんなさい。ちょっと聞き漏らしているかも知れませんが、詳細が分かれば、どういったものを印刷して、何部ぐらいということと、ごめんなさい。重なります。車の借上げ料というところの部分はこういったところなのか、ちょっと詳細をお願いします。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 印刷製本費につきましては、来年度スタートする共助交通の定期券並びに回数券を今想定しております。この時期に予算化して、印刷をしていかないと間に合わないということで、予算化をさせていただいているところでございます。

車借上げ料につきましては、先ほど予算の概要説明のときにも、町長、総務課長も説明させていただいたと思いますが、中型バスのほうが修理不能となっておりますので、これを修理するのに500万円以上かかるということが判明しましたが、運行委託会社であります日の丸バスのほうに協議したところ、車借上げ料ですと200万円、この予算で済むということが判明しましたので、このたび、車借上げ料の予算要求をさせていただいているところでございます。

○議長（谷口雅人） 11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 借上げ料の期間というのは、大体どのぐらいを見越しておられますか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 今年度中いっぱいを予定しております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番、安道議員。

○9番（安道泰治） ページ14ページの社会教育総務費のおやつ代というふうな説明を受けましたけども、これは青少年育成指導委員推進協議会が行っているのが2回確かあったと思うんですけども、これの回数を増やすのか、また別の会でやるのか、その辺を教えてください。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） これは社会中央公民館の事業としまして、おやつ教室

を夏休みと冬休みに1回ずつしていきまして、それを夏休みに2回しましたんで、2回を3回ということになります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、地方債補正も含め、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。
質疑はありますか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） すみません。歳入です。先ほどの宮本議員が触れられました町のダクトの修繕費というのは、歳入は町債費をあてがって行うという考え方でよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 先ほど、工事と設計の金額ですけども、過疎債のところで歳入で上がってきます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第75号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 補正予算書21ページをご覧ください。

議案第75号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額を363万1,000円増額し、それぞれ3億1,593万4,000円とするものでございます。

歳出につきましては、28ページをご覧ください。

職員手当等の調整のほか、智頭浄化センター内の汚物、分別機器の改修に伴う工事請負費の増額を措置しております。

歳入につきましては、27ページです。

歳出に合わせ、国庫補助金、繰越金、町債の増額を行っております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第76号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 補正予算書32ページをご覧ください。

議案第76号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額を、273万6,000円増額し、それぞれ3億8,814万7,000円とするものでございます。

歳出につきましては、39ページをご覧ください。

農業集落排水施設のマンホールポンプ監視通報装置の改修更新に伴う工事請負費の増額を措置しております。

歳入につきましては、38ページです。

歳出に合わせ、国庫補助金、繰越金、町債の増額を行っております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第77号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第77号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

補正予算書 41 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 208 万 6, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 9 億 8, 363 万 5, 000 円とするものです。

歳出につきましては、49 ページをご覧ください。

提案理由でも説明のあったとおり、職員の時間外のほか、地域支援事業の介護予防生活支援サービス事業について、通所介護サービス C 型事業の利用者増加に伴う委託料の増額を措置しています。

また、介護予防ケアマネジメント事業において、地域包括支援センターシステムの L G W A N 接続に伴うシステム設定手数料と接続に伴う賃借料の追加をそれぞれ増額計上しております。

一般介護予防事業においても、ステップ体操の利用者増加に伴い、体操教室、健康相談に対応する看護師報償費を措置しております。また、過年度分事業費清算に伴う国、県支出金の還付金の増額を措置しています。

歳入につきましては、47 ページをご覧ください。

主に国庫支出金、繰越金で調整しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 20、議案第 78 号 令和 4 年度智頭町水道事業会計補正予算（第 2 号）の補足説明を求めます。

西川水道課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 補正予算書 1 ページをご覧ください。

議案第 78 号 令和 4 年度智頭町水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

資本的収入のうち、工事負担金を 365 万 2, 000 円増額し、資本的支出のうち、建設改良費を 365 万 2, 000 円増額し、1, 519 万 2, 000 円とするものでございます。

詳細につきましては、3 ページをご覧ください。

支出につきましては、建設改良費用の改良費のうち、委託料の増額を措置しております。これは、県工事に伴う支障水道管移設工事に係る設計業務委託に伴うものでございます。

続いて、収入につきましては、同じページの上段、工事負担金の増額措置を行っております。これは、先ほど申し上げました県工事の設計業務の県負担金でございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第79号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 病院事業補正予算書1ページをご覧ください。

議案第79号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）です。

第2条で収益的収入に200万円を追加して、18億1,017万1,000円に、収益的支出に659万6,000円を追加して、19億4,274万円とするものです。

内容としましては、保険証と連携したマイナンバーカードによる資格確認のためのシステム整備に要する経費と修繕料及び県歯科医師会入会費を措置しております。

また、3条で資本的収入に890万円を追加して、2億8,991万1,000円に、資本的支出に892万8,000円を追加して、3億9,040万7,000円とするものです。

主な内容としましては、医療用機械備品の購入とコロナ対応の移動式面会ブースの購入に要する経費を措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 17ページの機械備品購入費ということで、コロナ対応の移動式の面会ブースの作製経費という説明をいただきました。ちょっといま一つイメージがわからないんですけど、ちょっとそのあたりについてもう少し詳しく説明をしていただけますか。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） コロナ対応の移動式面会ブースなるものですが、こちらは端的に言いますと、コロが付いた箱ということが言えます。箱の中の空気につきまして、HEPAフィルターというものを使った空気浄化装置を使いまして、中に外から来ていただいた面会者入っていただいて、入院患者等への感染を抑えつつ、面会をしていただくためのブースを作製し、そんなに数は必要ないものですので、エレベーターで移動して、3階、4階、5階の患者さんに面会をしていただくということを考えております。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 今までもなかなか面会ができない状況が続いていたということで、それを改善するためにいろいろと工夫考えられたんだと思うんですけど、例えば、イメージ図みたいなのがあれば、また委員会のときにでもちょっと見せていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） また、委員会等でイメージできるものをお示しいたいと思います。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 補正の本冊17ページですけども、有形固定資産購入費で892万8,000円、備品の機械購入費で上がっております。戻っていただきまして、15ページのところに病院事業費659万6,000円、その上の収入が200万円と細分化されて上がってしまして、15ページのところの今度は659万6,000円のところが機械の購入費ということでうたってありますが、委託料と修繕料276万円というのが上がっていますので、これも今でなくてもいいので、また委員会等で詳細が分かれば、細かいものを報告いただきたいんで

すけども。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） では、また委員会でもう少し詳細分かるように説明させていただきます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

再開は、議場の時計で1時ちょうどです。

休 憩 午後 0時03分

再 開 午後 1時15分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22、議案第80号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、議案書13ページをご覧ください。併せて、議案説明資料1ページ上段もご覧いただきたいと思います。

議案第80号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。

これにつきましては、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が令和4年4月13日に交付され、令和4年10月1日に施行されるため、職員の育児休業等に関する条例を一部改正するものです。

主な改正内容は、会計年度任用職員の育児休業について1歳6か月到達日までとする。特別な事情がある場合は、2歳まで取得可能とする。妊娠、出産等の申出により、対象職員が不利益を被らない措置を講じる。育児休業が円滑に請求、承認される環境を整備するなどであります。

詳細につきましては、議案書14ページから17ページをご覧ください。

施行の期日は、公布の日からであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第81号 智頭町教育委員会委員の任命についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長(竹内 学) それでは、議案書18ページをご覧ください。

議案第81号 智頭町教育委員会委員の任命についてご説明をいたします。

令和4年9月30日で任期満了となります、八頭郡智頭町大字三田237番地3、米井照世、昭和43年9月11日生まれを引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本会議の同意を求めるものでございます。

以上であります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第24、議案第82号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。

原田地籍調査課長。

○地籍調査課長(原田誠之) 議案書19ページ、説明資料1ページをご覧ください。

議案第82号 字の区域の変更についてでございます。

地方自治法第206条第1項の規定によりまして、令和元年6月から令和元年11月に実施しました地籍調査事業の大字大屋地区の一部、計画面積1.59平方キロメートルの一筆調査を実施した成果により、地形の実態に整合するように字の区域の変更を行うものでございます。

なお、字の区域の変更の詳細につきましては、議案書20ページから22ページに記載してございます。

変更の日は、国土調査法の規定による認証の日でございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第25．陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第25、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情はお手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、9月9日から9月19日までの11日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、9月9日から9月19日までの11日間を休会としたいと思います。

9月8日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託案件の審査等をお願いします。

来る9月9日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 1時21分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和4年9月7日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 谷 口 翔 馬

智頭町議会議員 波 多 恵 理 子